

2022年度「脆弱性対応時の関連組織における実態に関する調査事業」

に関する入札のご案内

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター
(入札管理責任者 総務部長 村上憲二)

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 入札に付する事項

- (1) 名称：2022年度「脆弱性対応時の関連組織における実態に関する調査事業」
- (2) 内容等：別紙1のとおり
(2022年度「脆弱性対応時の関連組織における実態に関する調査事業」仕様書)
- (3) 履行期限：別紙1のとおり
(2022年度「脆弱性対応時の関連組織における実態に関する調査事業」仕様書)

(4) 入札方法等：

本件は、JPCERT コーディネーションセンターが経済産業省より委託されている令和4年度サイバーセキュリティ経済基盤構築事業（サイバー攻撃等国際連携対応調整事業）で実施されるプロジェクトの一つとして実施し、総合評価落札方式で行う。

したがって、入札の際には提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、税抜き金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、入札書には税抜きの金額を記載すること。

2. 入札要件

- (1) 予算決算および会計令（以下「予決令」）第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、参加することを認める。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 経済産業省から補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (4) 経営の状況、信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (5) 入札案件に対して原則、再委託を行わないこと。ただし、やむを得ない場合はあらかじめ JPCERT コーディネーションセンターに申し出ること。
- (6) 入札説明会に参加し、入札説明書の交付を受けた者であること。

3. 入札者の義務

この一般競争に参加を希望する者は、JPCERT コーディネーションセンターが配布する仕様書にもとづいて提案書を作成し、提案書の受領期限内に提出しなければならない。また、落札者の決定日前日までの間において JPCERT コーディネーションセンターから当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、採用し得ると判断した提案書を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。

4. 契約事項を示す場所等

(1)入札説明会の日時および場所

日時：2022年8月4日（木）16時00分～17時00分（1時間程度を予定）

場所：Web 会議システムによるオンライン開催

Web 会議システムを使用できない場合は、以下の場所での参加を認める

東京都中央区日本橋本町 4-4-2 東山ビルディング 8 階

JPCERT コーディネーションセンター

TEL：03-6271-8901

FAX：03-6271-8908

※説明会参加希望者は、8月3日（水）17時までに ew-info@jpcert.or.jp に必要事項（法人名、部署名、参加者氏名（2名まで）、連絡先）を記載のうえ、メールにて参加希望の事前申し込みをすること。なお、8月3日（水）に通信状態の事前確認を実施する（別途連絡）

(2) 提案書の受領期限および受領場所

期限：2022年8月15日（月）17時00分（必着）

場所：「4.契約事項を示す場所等」(1)に同じ

方法：持参、郵便（簡易書留による）

(3) 入札者決定の通知日

2022年8月23日（火）

(4) 入札日

日時：2022年8月24日（水）10時00分～（落札者が決定するまで）

場所：JPCERT コーディネーションセンター

5. その他

(1) 入札保証金および契約保証金

全額免除

(2) 入札書の変更および取消し

入札者は、提出した入札書等の変更および取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

本公告の 2.入札要件に示す入札参加資格のない者による入札および各項に定めた諸条件について、その条件に違反した場合は入札を無効とする。

(4) 契約書の作成

落札者が JPCERT コーディネーションセンターと契約を締結する際には、契約書の作成を必要とする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に参考に作成された予定価格の制限の範囲内で、入札管理責任者が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、入札管理責任者が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、またはその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

6. 問い合わせ先（メールでの問い合わせを原則とする）**(1) 入札説明書等に関する問い合わせ**

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター
早期警戒グループ 阿部（あべ）／ 木村（きむら）

Email : ew-info@jpcert.or.jp

(2) 入札行為に関する問い合わせ先

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター
総務部 小島（こじま）／ 神山（かみやま）

Email : soumu@jpcert.or.jp

※緊急を要する場合に限り、電話による問い合わせ可

9時00分～18時00分（12時00分～13時00分は除く）月～金曜日（祝・休日を除く）

TEL : 03-6271-8901（※留守番電話対応中のため、録音いただけましたら折り返します。）

2022年度「脆弱性対応時の関連組織における実態に関する調査事業」仕様書

1. 件名

2022年度「脆弱性対応時の関連組織における実態に関する調査事業」

2. 目的

2000年頃より、脆弱性を悪用した不正アクセス行為やコンピューターウイルスの増加により、企業活動の停止や情報資産の滅失、個人情報の漏えいといった、重大な被害が生じている。そこで、脆弱性関連情報の適切な流通により、上記被害の発生を抑制するため、経済産業省の告示を踏まえたガイドライン「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドライン」（以下、ガイドライン）が取りまとめられた。

今日では、さまざまな分野に横断して各ベンダーの製品、サービスが普及・浸透しているため、脆弱性情報を公開する際、確認すべき影響範囲の拡大や調整が必要な関係者の増加、といった要因で脆弱性情報の取り扱いが益々困難になっており、その対応に苦慮しているベンダーの存在が想定される。本調査事業では、脆弱性対応時における関連組織の対応実態と、その中で各組織が抱える課題を把握することを目的とした調査を行い、調査結果をもとにその改善策を検討する。

3. 事業の内容および実施方法

本調査事業の概要を以下に記載する。

なお、事業内容の詳細についてはJPCERT/CCと協議しつつ、実施するものとする。

(1) 脆弱性対応時における関連組織の実態・課題の整理

関連組織へのアンケート調査の前に、過去の検討事項やJPCERT/CCの運用実態を整理し、脆弱性対応プロセスの改善につながる適切なアンケート項目を作成するため、課題の整理とその原因となる仮説の設定を実施すること。

① 過去の検討事項、JPCERT/CCの運用実態について

- 検討に必要な過去資料はJPCERT/CCから提供するが、検討内容から各課題の関係性や根本的な要因について、課題の再整理を実施すること
- JPCERT/CCの運用実態については、必要に応じてヒアリングを実施すること

② 整理する課題と仮説設定について

- 脆弱性情報の届け出の受理から公表までのプロセスに関する課題を整理すること
- 自社の脆弱性対応組織と関連会社（下請、調達先等）の脆弱性対応組織間の連携に関する課題を整理すること
- その他脆弱性対応組織に関する業務課題についても整理すること
- 各課題に対する原因について仮説を設定し、アンケートの設問項目に反映すること

(2) 脆弱性対応時の関連組織に対するアンケート調査

脆弱性対応の関連組織（発見者、PSIRT、製品開発者等）を対象として、以下に示すアンケート調査を行う。本調査は効果的に実施できるように、適切な調査方法の検討やアンケート項目の作成を

行い、取り纏めた結果がガイドラインの改善において有用なものとなるようにすること。
なお、アンケート調査の実施方法（Webシステム、電子データ、紙媒体等）については、
JPCERT/CCと協議の上決定すること。

① アンケート調査先・規模について

- アンケート調査先は、JPCERT/CC提示の調査対象を必須とし、より調査の信頼性を高める調査先の選定・追加を行い、JPCERT/CCと協議の上決定すること
- JPCERT/CCから提示する調査対象は、JPCERT/CCが所有するシステムに登録されている組織名および連絡先を提供する
- アンケート調査の規模は170組織程度を想定し、最低回収率は30%とすること
- アンケートの設問数は50個程度を想定すること

② アンケート内容について

- アンケート素案は JPCERT/CCが作成するが、各設問の問い方や回答選択肢、実態・課題との整合性等を確認し、アンケートに反映すること
- 各調査用の設問の他に、回答者の組織情報や任意回答の項目（例：脆弱性対応改善に向けた要望事項等）も用意すること
- アンケート調査実施期間中においても、設問に重大な不具合等が発見された場合には、適切に対応すること

③ アンケートの依頼・回収について

- アンケートの依頼先は、JPCERT/CCが提示する調査対象を必須とし、その他の調査対象についてはJPCERT/CCと協議の上、調査先リストを作成し、有効な依頼方法を検討すること
- アンケートを依頼する際は、通知文書、趣旨説明、回答方法ガイド等も通知すること
- アンケートに対する問い合わせについて、問い合わせ窓口を用意して対応すること
- 問い合わせ内容はJPCERT/CCと情報共有し、調査項目や設問意図に関する場合は、JPCERT/CCと相談し対応すること
- アンケート調査期間終了後に回答が到着した場合は、JPCERT/CCへ報告の上、取り扱いについて協議すること
- 回収率を高めるための回収計画や方策を検討し、目標回収率に変更やズレが生じる場合は、直ちにJPCERT/CCに相談の上対応すること

④ アンケート回答結果の扱いについて

- 各調査先からアンケート回答結果を受領後は、直ちに回答データの品質確認をした後、ローデータをJPCERT/CCへ共有すること
- すべてのアンケート回答結果を受領後は、回答結果を集計した後、その集計結果および集計表をJPCERT/CCへ共有すること
- アンケートの調査先・回答者リストおよびローデータについては、個人情報保護法に抵触しないよう、適切な措置を実施すること

(3) アンケート回答結果の分析および課題解決策の検討

アンケート回答結果から、脆弱性対応時における関連組織の課題を明確にした上で、その課題の解決策を検討すること。また、脆弱性対応の関係者（PSIRT、製品開発者等）に対して、より具体的

な施策を提示すること

① 結果分析と課題解決策の検討について

- アンケート回答結果の分析はJPCERT/CCで実施するが、受託事業者の知見・ノウハウをもとに分析結果を確認し、JPCERT/CCと協議の上、分析結果に反映すること
- 課題解決策は、ツールやソリューション等を用いた技術面での解決策と、組織の体制やポリシー、ガバナンス等による運用面での観点策を検討すること

② 具体的な施策の検討

- アンケート回答結果から得られる脆弱性対応事例をもとに、脆弱性対応時のベストプラクティス案を検討すること
- アンケート回答結果から得られる脆弱性対応事例が不明瞭もしくは情報が不足している場合は、JPCERT/CCと協議の上、回答内容に対して追加ヒアリングも検討すること

(4) 報告書の作成

報告書には以下の内容を含めること

- ① アンケート調査の質問項目および回答結果
- ② 脆弱性対応の課題に対する解決策
- ③ 脆弱性対応事例をもとにしたベストプラクティス案

(5) 作業全般

① スケジュール管理について

- 手法、日程等に無理がなく、実現性のあるスケジュールを作成し、JPCERT/CCに提出すること。また、スケジュール通りに事業が遂行するよう作業者に指示し、スケジュール管理を行うこと
- やむを得ない状況や調査の質の確保等のため、スケジュールの遅延や変更が予測される場合、対応策とともに速やかに JPCERT/CCに報告し、協議の上対処すること

② 打合せについて

- 作業報告や作成物（アンケート、報告書等）のレビュー等、必要に応じて打合せを実施し、JPCERT/CCに状況を共有すること
- 打合せ場所はJPCERT/CCが指定する場所、もしくはリモートでの開催も可とする
- 各協議の決定事項や打合せ内容については議事録や議事メモ等を作成しJPCERT/CCと共有すること

③ 納入物件について

- 各納入物件については、あらかじめそれらの記述項目、記載内容、フォーマット等に対してJPCERT/CCの了解を得ること

(6) 本調査事業完了後の検査

上記(4)の報告書を受理した日から10日営業日までに、完了した調査業務が仕様書に適合するものであるかどうかの検査をJPCERT/CCから受けること。用意する資料は以下のとおり。

- ① 収支を明らかにした帳簿、すべての証拠書類
- ② 本調査事業に従事した者の出勤状況を証明した帳簿等
- ③ 前号の者ごとに従事した時間を証明した帳簿等

(7) その他

- ① 「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドライン」の参照先
https://www.jpccert.or.jp/vh/partnership_guideline2019_r2.pdf
- ② 本調査の過程で得るローデータや会議資料等は、JPCERT/CCの許可なく他に利用しないこと
- ③ 受託事業者は保護すべき情報や個人情報の取り扱いに留意し、情報漏えい防止対策や情報の暗号化等適切に情報セキュリティ対策を実施すること
- ④ 一時的にJPCERT/CCから提示する未公開情報や個人情報等は、契約中／契約終了後の如何に依らず、不要になった時点で適切に削除するとともに、JPCERT/CCに確認を取ること
- ⑤ 納入物件に関する著作権は、受託事業者または国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、調査事業完了の日をもって、JPCERT/CCへ自動的に移転するものとする
- ⑥ 納入物件に、受託事業者または第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項に規定する移転の時に、受託事業者はJPCERT/CCに対して非独占的な実施権、使用权、第三者に対する利用許諾権（再利用許諾権を含む）、その他一切の利用を許諾したものとみなす
- ⑦ 受託事業者は、前項に基づきJPCERT/CCに権利が移転した著作物をJPCERT/CCまたはJPCERT/CCがその利用を承諾した者が利用することに関して著作者人格権を行使しないものとする

4. 入札要件

- ① PSIRT/CSIRTやサイバーセキュリティに関する知見を有していること
- ② 過去にサイバーセキュリティに関する調査案件を行った経験を有すること
- ③ 「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドライン」について十分な理解があること
- ④ 公的機関（政府系および独立行政法人等）における研究会等の事務局の実施経験があること
- ⑤ 効果的な調査方法およびアンケート回収方法に関する十分な知識、スキルがあること

5. 実施期間

契約締結日から**2023年2月15日**まで

6. 成果物（例）

調査報告書（電子データ）一式

7. 納入場所

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター

JPCERTコーディネーションセンターにおける入札は当該箇所に付き以下の予算決算および会計令（国による歳入徴収、支出、支出負担行為、契約等について規定したもの）を準用して行うこととする。

予算決算および会計令（抜粋）

（昭和22年4月30日勅令第165号）

（一般競争に参加させることができない者）

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第71条 契約担当官等は、次の各号の一に該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、または物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたときまたは公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶことまたは契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結または契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。